

A 1 労務に関する公的保険は次のように区分されます。公的保険は原則として、国が保険者となり（一部は市町村や健康保険組合）、所得を基準として法律で定められた保険料率で保険料を徴収します。

		区分	目的	名称	負担割合
公的保険(強制加入)	社会保険	医療保険	病気やけがをした場合の医療費を補う	国民健康保険	従業員が全額負担（注）
				健康保険	従業員、事業主である医師が折半（注）
		年金保険	老齢、障害年金を支給して生活費を補う	国民年金保険	従業員が全額負担（注）
	厚生年金保険			従業員、事業主である医師が折半（注）	
	介護保険	老齢等により要介護・要支援の状態となった場合にその費用を補う		医療保険に準ずる	
	労働保険	労災保険	業務上、通勤途上に病気や怪我などをした場合の治療費等を補う		全額事業主負担
雇用保険		失業、高齢に伴う給与の低下、育児休業等があった場合の生活費を補う		一定割合で従業員、事業主が負担 （Q20の「(3)保険料負担」を参照）	

（注） 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の負担割合については、Q2-11を参照してください。

ただし、医療保険には国に代わって、健康保険組合等がその役割を果たす場合もあります。病院や診療所など、医療に従事する職場における医師国民健康保険組合（医師国保）がそのひとつとして挙げられます。

【公的な保険に関する各監督機関への届出】

公的な保険については、労働者を採用した際にそれぞれの監督機関に届け出る必要があります。

	必要な届出	添付書類	提出時期
社会保険 (健康保険・厚生年金)	資格取得届	被扶養者異動届 年金手帳 賃金台帳	入社日から5日以内に所轄の年金事務所へ提出
医師国民健康保険	資格取得届	被扶養者異動届	地区の医師会を通じて医師国民健康保険組合へ提出
雇用保険	資格取得届	被保険者証 労働者名簿 雇入通知書 履歴書	入社日の属する月の翌月の10日までに職業安定所へ提出

* 介護保険については、医療保険に付随し満年齢 40 歳から 60 歳までの方を自動的に対象者とします。

* 労災保険については、従業員の入社時に届出は必要ありません。